

区 分 投票区等名	(イ)選挙当日の有権者数			投 票 人 員									左 の う ち		備 考
	男	女	計	普通投票又は期日前投票			不 在 者 投 票			(ロ) 計			仮 投 票	不受理又は拒否と決定した在外投票及び不在者投票	
				男	女	計	男	女	計	男	女	計			
岡崎 投票区	1,399	1,438	2,837	486	497	983	2	1	3	488	498	986	0	0	
霞台 投票区	1,362	1,296	2,658	573	576	1,149	0	1	1	573	577	1,150	0	0	
中央 投票区	2,257	2,293	4,550	895	947	1,842	4	3	7	899	950	1,849	0	0	
中郷 投票区	875	818	1,693	280	304	584	0	3	3	280	307	587	0	0	
上郷 投票区	1,110	1,143	2,253	474	491	965	3	1	4	477	492	969	0	0	
曙 投票区	958	1,097	2,055	408	450	858	1	1	2	409	451	860	0	0	
若栗 投票区	1,693	1,691	3,384	727	750	1,477	5	1	6	732	751	1,483	0	0	
本郷 投票区	2,430	2,447	4,877	1,073	1,080	2,153	3	3	6	1,076	1,083	2,159	0	0	
二区 投票区	2,785	2,672	5,457	950	963	1,913	4	3	7	954	966	1,920	0	0	
実穀 投票区	1,239	1,305	2,544	552	572	1,124	5	2	7	557	574	1,131	0	0	
吉原 投票区	588	548	1,136	194	188	382	2	0	2	196	188	384	0	0	
福田 投票区	185	191	376	77	67	144	0	0	0	77	67	144	0	0	
君島 投票区	268	273	541	161	135	296	0	1	1	161	136	297	0	0	
埴 投票区	333	355	688	211	187	398	0	1	1	211	188	399	0	0	
飯倉二区 投票区	225	223	448	119	105	224	0	0	0	119	105	224	0	0	
島津 投票区	1,390	1,461	2,851	559	580	1,139	0	0	0	559	580	1,139	0	0	
掛馬 投票区	262	266	528	140	129	269	0	2	2	140	131	271	0	0	

①投票区 計	19,359	19,517	38,876	7,879	8,021	15,900	29	23	52	7,908	8,044	15,952	0	0
②期日前投票所 計				1,972	2,186	4,158				1,972	2,186	4,158	0	
①+②	19,359	19,517	38,876	9,851	10,207	20,058	29	23	52	9,880	10,230	20,110	0	0

(ハ)平成30年2月12日現在の登録人数			(ニ)無資格人員			無 資 格 人 員 の 内 訳						(ホ)補正登録をした者			投 票 率			
男	女	計	男	女	計	抹 消 人 員			表 示 人 員			男	女	計	男	女	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%
19,577	19,719	39,296	218	202	420	20	11	31	198	191	389	0	0	0	51.04	52.42	51.73	

## 備 考

- 普通投票又は期日前投票の欄の普通投票に係る人員数は、期日前投票及び不在者投票人員の重複計上を防ぐため、入場券の枚数、選挙人名簿の認印数、到着番号簿による人員及び投票用紙の残枚数との突合をしたものを記載すること。
- 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで表示すること。
- (ハ)の欄には、選挙期日の直近の定時登録又は選挙時登録の人員を記載すること。ただし、当該定時登録又は選挙時登録後、確定判決により登録された者がある場合は、これを含めて記載すること。
- 無資格人員の欄には、期日前投票をした後無資格となった者を含めないこと。
- 抹消人員の欄には、上記3の登録以後に抹消した人員を記載すること。
- (イ)=(ハ)-(ニ)+(ホ)となること。
- 備考の欄には、法第37条第7項の規定により投票区を指定する場合にあっては指定投票区、指定関係投票区の別を記載すること。
- 転出等による表示者は無資格人員に含むこと。ただし、そのうち引き続き証明により投票を行った者は、無資格人員には含めないこと。